

『真政大意』における長文の使用とその問題

塩澤 和子

言文一致体の嚆矢とも見なされる明治初期の代表的な啓蒙書、『真政大意』『百一新論』には一文が100字以上かなるものも珍しくない。中には200字台300字台というものもある。これら字数の多い文は、特に内容的には一文として区切る方が論理関係が明白になると解せる場合でも、接続助詞などによって次々とつなげているため、結局、節相互の關係に緊密さを欠くことになり、構造のあいまいな文となっている場合が少なくない。

そこで本稿では啓蒙書類の一つ『真政大意』を取り上げ、長文の使用頻度、長文の文構造、また長文になる原因などに関して考察していくことにする。

1 『真政大意』の一文の字数と文構造

啓蒙書の字数については既に調査してある^(注1)ので、ここではその結果を示しておく(△表1▽参照)。なお、比較のため啓蒙書とほぼ同時代の口語資料も合わせ載せておく。

まず△表1▽の平均字数を見ると、啓蒙書Ⅰは二著とも高い数値を示しており、最多字数は300字台である。参考までに『真政大意』と同じ時代に書かれた啓蒙のための雑誌(『民間雑誌』)所載の三種の記事を見ると、平均字数は70字から100字まで資料によってばらつきはあるが、最多字数は100字台から300字台までである。また、『明六雑誌』所載の演説資料では、平均字数が啓蒙書類や『民間雑誌』よりも低く、60字弱に押さえられているものの、最多字数は100字台から200字台までである。このような長文を使用する傾向は啓蒙書Ⅱ(植木枝盛著『民権自由論』)

〈表1〉

	啓蒙書Ⅰ		『民間雑誌』			『明六雑誌』		啓蒙書Ⅱ	演説
	真政 明治3	百一 明治7	旧発明 明治7	英吉利 明治7	青砥 明治7	内地 明治7	民選 明治8	民権 明治12	言文 明治34
合計字数	6,986	5,388	519	1,798	2,890	3,523	3,500	4,287	2,326
平均字数	116	90	74	100	69	59	58	72	39
最多字数	332	305	175	284	378	147	211	374	94
最少字数	17	15	21	23	12	14	7	7	10

にも同様に認められる。ところが明治三十年代の演説（これは言文一致体に近い位置にあると考えているものだが）では、明治十年以前の口語資料とは違って、平均字数、最多字数とも低くなっている。

このように見てくると、長文の使用は、近代文体としての言文一致体の成立を考える上で避けて通ることの出来ない問題となっているといえよう。そこで、平均字数、最多字数とも高い数値を示している『真政大意』を取り上げ、長文の文構造から検討していくことにする。なお長文の文構造を解析するにあたり、森岡健二著『複文の構造』（『口語文法講座』2 明治書院 昭和四〇年）を参考にす。まず「複文の構造」を概略しておく。

「複文の構造」では、まず文の構造を観察するにあたり、橋本文法に準拠して「文節の『切れる』『続く』という承接関係のみに留意して観察を進めてい」（57ページ）く方法を取る。そして単文の構造の観察を出発点として、「『切れる文節』（筆者◎述語）と『それに直接続く文節』（◎連用従属文節）とだけからなる文を一次文と呼」（58ページ）び、以下「切れる文節」を基本として他の文節との相互関係を各種符号を用いて図解する方法を取る。図解にあたり次のような符号が使われる。

。連用従属関係のつながりは | 例 花が | 咲いた 鳥が | 飛ぶ
 。連体従属関係のつながりは ↓ 例 白い ↓ 花 きれいな ↓ 花
 。並立関係のつながりは + 例 白く + 机と
 きれいな ↓ 花 本箱は +

独立成分は

例 しかし

まだ
用が ある

程度表示の成分は

例 かなり高く 飛ぶ もう少しゆっくり 歩きなさい

一文節相当の連文節は

例 流れて||いる 気に||なる 上京して||以来

と、各々の符号を用いて表す。

この単文の構造を基本にして、次に複文の構造の解明に進んでいく。複文とは「一次的構文、つまり節を二回以上含む文と規定」する。「節」(一次的構造)というのは「文節と文節とが連用従属関係で結ばれる構文」(63ページ)のことで、符号Sで表す。複文を構成する節を「切れる文節を含む節を主要節、その他の節を従属節(並立・独立・挿入等の節も含めて)と呼び(69・70ページ)、主要節対従属節および従属節相互の関係、および従属節の構造を観察する。ここでは複文の種類として次の九種を上げている。

A 有属文(従属節が主要節の中の特定の成分の内部に発生する場合。高次の文を構成する。)

1 一文節相当の節を含む文(単文に準ず)

本を——見るが||よい

2 述語節を含む文(総主語を含む文)

象は——「鼻が——長い S

3 準用節を含む文

あそこへ——行くのは——\$——いやだ

4 連体従属節を含む文

白っぽい——緑の——かたまって||いる S 林を——見た

5 引用節を含む文

かれが——行ったと||いう\$話は——聞かない

B 並立文(節と節とが全体としていろいろの資格で並立する場合。横に広がる多系列の文を構成する)

1 条件並立節を含む文(重文)

主要節と従属節、あるいは従属節相互が、順接、逆接、仮定、確定、因果、継続、補充などの関係で並立する文

2 対等並立節を含む文(合文)

主要節と従属節、あるいは従属節相互が、対等に並立する文

日が——暮れるから
急いで——帰ろう
S ← S

山より——高く

海より——深い
S + S

3 独立節

文の成分としての独立語が節によって構成されているもの

君が——失敗するとは・S

これは
全く——意外だった S

4 挿入節

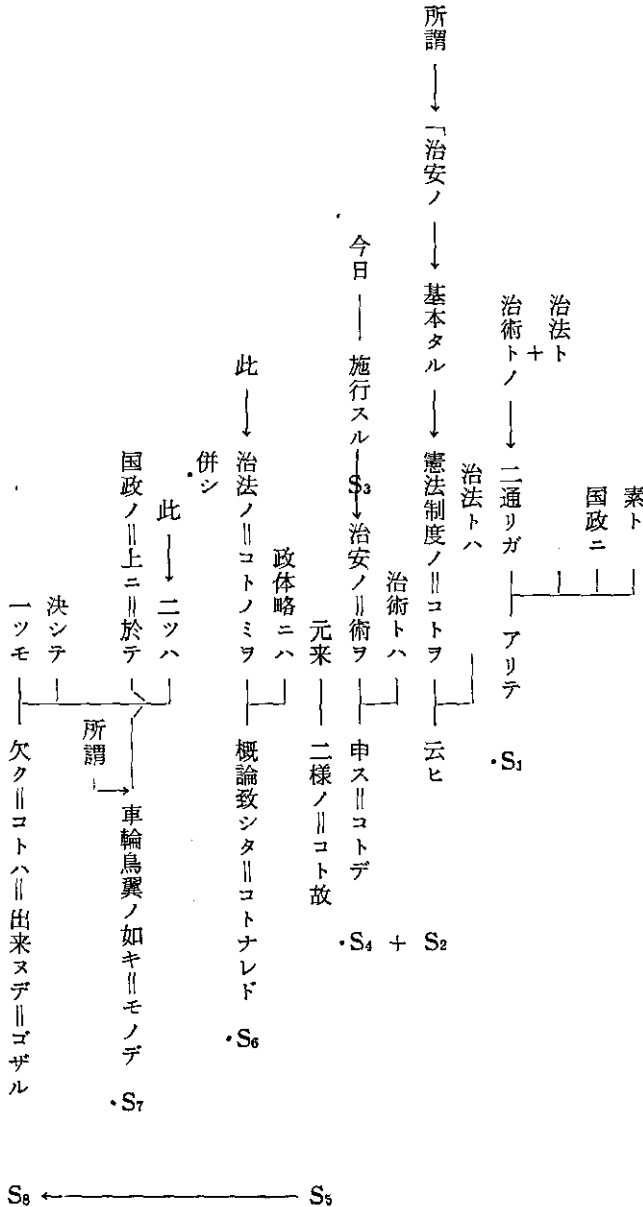
一つの節を構成する成分の間に、文脈の異った他の節を割り込ませる構文

トロッコは
三人の——力が——揃うと
突然
ごろりと
車輪を
まわした S ← S

以上複文の構造の概略を述べてきたが、今ここでこの複文の構造図を参考に、『真政大意』の一文を取り上げ具体的に図解してみることにする。

〔例文1〕 (真政大意)

乍去



〔例文1〕は、一文が134字(句読点除く)からなるものである。一文中に8個の節を包含しており、節と節は横

に広がる「多系列」の構造をとっている。8個の節相互の関係について検討すると、まず S_1 では主題を提起し、次いで S_1 の内容について S_2 と S_4 で細かく説明する形を取っている。 S_2 と S_4 は対等並立の関係でつながっている。また S_3 は連体従属節として S_4 の構成に関与している。 S_5 は内容的には S_2 と S_4 を承けてそれらを締め括る形を取っていると見ることが出来るが、同時に S_5 に対し理由と結論の関係で繋ぎもいる。 S_6 は S_5 を承けているようにも解せるが、内容的に S_6 と条件並立関係で繋ぎもいる。その繋ぎは緊密ではない。なお S_6 と S_7 は独立節と言うことになる。

このように見てくると、「例文1」は、節相互が、あたかも連句のように、前後の節とあるいは離れた節と何らかの意味関係を保ちながら並立する構造を取っており、だから文の典型とも言うべきものになっている。そこでこのようならだら文を、内容的には一文として独立することが出来ると思われる節（独立節として処理する）を中心にしてまとめると、これら8個の節は次のように分類整理することが出来るであろう。つまり連体従属節（ S_3 ）、条件並立節（ S_5 ）、対等並立節（ S_2 ）、独立節（ S_1 、 S_4 、 S_6 、 S_7 ）、主要節（ S_8 ）のようにである。このように整理すると、この文は一文中に独立節を4つも含む構造を取っていることに気付く。そしてこれらの独立節、つまり「アリテ S_1 」「申ス||コトデ S_4 」「概論致シタ||コトナレド S_6 」は、「テ、デ、ド」などによって中止する形をとりながら、前後の節と緊密な承接関係を持つことなく、先へ先へと繋ぎもいると見ることが出来るのである。このように分析してみると、どうやら、長文化の原因はこの独立節を多用するところにあるものと思われる。

実を言えば、今「例文1」で見たような横に広がる文の構造図は、『真政大意』の長文全体にわたってかなり顕著に認められる。このような多系列の文を構成するのは、一つには独立節を多用すること、二つには独立節を含め条件並立節や対等並立節などを多用することに原因があるものと考えられる。そこで『真政大意』に現われる節の種類と頻度を調べ、その中で独立節などの節がどの位の割合で現われるのか押さえてみることにする。分析の対象として35文を選んだ。

〈表2〉

複					文			
有 属 文					並 立 文			
一文節	述語節	準用節	連従 体属	引用節	条件節	対等節	独立節	挿入節
28	0	31(1)	23	6	45(8)	21(10)	54	7
88(1)					127(18)			

2 文の構造上の特徴

分析の結果、気付いた点を箇条書きにして整理することにする。

一、35文中、単文はわずか2文でしかなく、あとはすべて複文(33文)である。

二、複文、33文を分類すると(表2参照)、単純な構造のもの(たとえば主要節と従属節一つから成るもの)は少なく、大半は一文中に有属文や並立文を構成する幾つかの節を数種包含しているような構造を取るもの(主要節と二つ以上の従属節から成るもの)である。

三、33文の複文中に現われる節は、有属文を構成する節(一文節相当の節28、準用節31、連体従属節23、引用節6)の合計88個と、並立文を構成する節(条件並立節45、対等並立節21、独立節54、挿入節7)の合計127個、両者合わせて215個である。平均すると一文中に有属文を構成する節は2.7個、並立文を構成する節は3.8個、合計6.5個の節を用いている計算となる。並立文を構成する節の方が多いため、結果的に横に広がる文構造を取ることになる。

ちなみに、調査の対象とした35文の中には、一文中に21個の節(一文節相当の節1、準用節7、連体従属節2、引用節1、条件並立節3、対等並立節1、独立節5、挿入節1)を含むものがあつた。

四、並立文を構成する節の中で頻度が高いのは、独立節と条件並立節である。特に独立節は一文中に平均1.6個の割合で使われている。参考までに、一文中に独立節がどの位含まれているかを見ると、独立節を一つ含む文は11文、以下二つ含む文は8文、三つ含む文は2文、四つ含む文は4文、五つ含む文は1文あつた。

なお条件並立節は一文中に平均1.4個の割合で使われているが、これも多いもので一

文中に五つも使っているのがあつた。また中には二つの節同士ではなく、三つの節相互が条件並立の関係で結ばれているものもある。

五、従属節が、主要節とか従属節を構成するある成分（例えば連用成分とか連体成分など）の内部に発生する場合がある。つまり準用節、連体従属節、引用節などを作る節と条件並立とか対等並立の関係で接している節のことである（一）の数字参照）。これらは、数の上から言えばさほど多いものではない。ただ幾つかこのような節が挿入してくると、それまでの論の流れが一時中断されてしまい、文全体の論理関係は緊密さを欠いたものになる危険性がある。啓蒙書では往々にして、このような場合が見られる。

以上、五項目に絞って整理してみた。結果として、啓蒙書の文章には、有属文や並立文を構成する節、特に独立節や条件並立節のような並立文を構成する節が多く使われているということが分かった。ところでこのような節の多用はおそらく節を構成する節末の形態の使用に問題があるからではないかと思う。もし節相互の接続関係が緊密であれば、並立文を構成する節が一文中に幾つも現われるということはないはずである。しかし、現実には並立文を構成する節の使用には目を見張るものがある。このような事が可能なのは並立節を構成する形態にそれを許すものが使われているからではないかと思う。そこで次に節を構成する節末の形態とその意味・用法の問題を考えてみることにする。

3 並立文を構成する従属節の節末の形態

まず並立文を構成する従属節の節末がどのような形態によって構成されているのかを調べてみた。ここでは条件並立節、対等並立節、独立節、挿入節に分類し、各節ごとにその節末形をチェックした。結果は八表3Vのようである。

節末形の合計を見ると、節末の形態で最も頻度の高いのは、助動詞「だ」の連用中止形「で」の使用である。これは専ら独立節で使っている。次に高いのは接続助詞である。これには文語と口語の両形があり、種類は幾分口語の方が多いようだが、頻度の高いのはある特定の助詞に限られている。たとえば文語助詞では「ド・ドモ、

〈表3〉『真政大意』

		従属節の節末形	条件並立	対等並立	独立節	挿入節	合計	
接統	文	ド・ドモ	2		6		8	
		ニ	4		2		6	
		バ						
		トモ (モノ) 故	9			1		10
		(モノ) 故ニ シテ		1				1
	語	トイヘドモ						
		トテ	1			1		2
		タリ						
		ガ	1		11			12
		カラ	8					8
助詞	口	ケレド (モ)						
		バ	6	1		3	10	
		ト	2				2	
		テモ						
	語	トコロデ						
		トコロガ				1		1
		テ	8	3	8			19
		ナガラ	1					1
	ノデ							
複合助詞・その他	テハ	3					3	
	モハ							
	トハ							
	トカ							
	所カラ							
	所へ ドコロカ							
連用中止形	動詞	知り(知ラズ)etc		11			11	
	形容	デハナク		4		1	5	
	形動	盛デ (ソウデ)						
	助動	(コト) デ (雑書) ニテ			26		26	
体言止	コト (教エ)		1	1		2		
合計		45	21	54	7	127		

⑨接続助詞の分類に関し文語語助詞は、橋本進吉著『新文典別記・文語篇』（富山房・昭和二二）で文語助詞として扱っているもの、また、口語助詞は、橋本進吉著『助詞・助動詞の研究』（岩波書店）の「第三章助詞の分類」で現代の口語助詞として扱っているものである。これらのいずれにも属さない助詞は、「複合助詞・その他」として処理した。

ニ、故、口語助詞では「ガ、カラ、バ、テ」などが頻度の高いものと言えるが、その中でも特に「テ」助詞の頻度が高いのは注意される。なお、これらの接続助詞の中で、条件並立節と独立節の両方に現われるのは「ド・ドモ、ニ／ガ、テ」であり、この中で「ド・ドモ、ガ」は条件並立節より独立節の方が頻度が高くなっている。

「テ」は条件並立節、独立節、対等並立節の三つに現われるが、前二者での使用が主流を占めている。接続助詞に次いで頻度の高いのは、動詞の連用中止形である。これは専ら対等並立節での使用に限られている（挿入節に含めたものも対等並立節の用法である）。

ところで、先に『真政大意』の文の長文化する原因の一つとして独立節の頻度が高い点を指摘したが、その独立節を構成する形態は、助動詞「ダ」の中止形「デ」を筆頭に、接続助詞「ガ、テ、ドモ、ニ」などとなっている。このうち助動詞「デ」は、「(コト)デゴザル」（『真政大意』の場合）のように「ゴザル」に連なって指定の意を表わすべきところを、ここでは「(コト)デ」のように中止法として使っている。このため、前件と後件の論理関係は緊密さを欠いたものとなり、条件並立や対等並立の関係がはつきりしないまま後件に繋がっているものである。また接続助詞「ガ」は、「元来順逆とはかかわりのない接続助詞」と見なされるように、これも前件と後件の論理関係を明白にすることなく繋げていくことの出来るものである。また「テ、ニ」もその傾向が強い。このように見ると『真政大意』の長文化の原因は、助動詞「デ」や節相互の緊張関係を欠くような接続助詞を多用するところにあると考えることが出来よう。そこで、まずは問題となる接続助詞の一つ「ガ」を取り上げて検討してみることにする。

4 接続助詞 ガ

接続助詞の「ガ」は格助詞「ガ」から分派、発達したものであるため、文語と口語の両方で使われるが、こ

では「が」の接する形態から考えて口語として処理した。「が」については、「元来、順逆とはかかわりのない接続助詞である。」(『古典語現代語 助詞助動詞詳説』408ページ)と言われるように、必ずしも逆接の意味だけで使われるものではないが、『真政大意』にもこの傾向が強い。今ここで『日本文法大辞典』の「が」の意味分類を参考に、『真政大意』の用例を分類整理してみることにする。参考に「が」の意味は次の三つに分類されている。

A 述べられる事柄の題目や場面、あるいは前置きを提示し、関連する後の叙述に結びつける。

例 山田と申しますが、御主人は御在宅でしょうか

B 二つの事柄を対比的に結びつける

a 前件に述べた事柄につけ加えて、それと共存する関係にある事柄を後件で述べる。

例 彼はからだも大きい、力もある

b 前件に述べる事柄と後件に述べる事柄が、対比的な、あるいは矛盾する関係にあることを表わす。

例 筋はおもしろいが、文章はまずいね

C 「……う(よう)が……まいが」の形で、後件に述べる事柄が前件の事柄に拘束されないという関係にあることを表す

例 あいつが行こうが、行くまいが、ぼくの知ったことじゃないさ

さて、この分類を抛りどころに「が」の意味を整理すると、『真政大意』(全文)ではAの意味の例が最も多く、84例中75例を占めている。あとはBの意味が8例、Cの意味が1例である。

A 題目や場面、前置きの提示 (75例)

題目や場面などを提示する場合、「が」に後続する形態には幾つかのパターンが認められる。

(1) ……(テゴザル)ガ、其……:26例

前件の内容を「其、此、中ニ就テ、是レハ、夫レハ、皆、多クハ」などで承けて後件を展開させる。

- ① 先ツ大要三通リニ帰スルコトデヤガ、ソノ第一論ノ大意ヲ申シテ見レバ、政府ノ職掌ト云フハ、111
- ② 印度辺ニハ英国ヲ始メ、其外欧州各国ノ属国ガ多クゴザルガ、其土人が始終其支配ヲ受ケルコトヲ好ンデ、決シテ独立シヤウト云フ念ノナイト申スモ、71
- ③ 臣民ノ政府ニ対シテノ權利ニ、公私ノ二通りガゴザルガ、其私權ノ内ニモ、殊ニ結構ナモノト云フハ、80
- ④ 臣民ノ權利ヲ制限セネバ出来ヌ節ノ事柄ハ、無據全ク政府ニ引キ受ケテ従事セネバナラヌガ、其他ノ事ニ至リテハ、臣民ノ力ニ及ビ兼ルコトヲ 125
- ⑤ 殊ニハ力ヲ極メテ君主ノ專權ヲ痛斥シタ程ノ人デゴザルガ、其位ノ人デサへ、別段……106
- ⑥ 併シ亜米利加デハ近頃迄モ黒奴ト申シテ、亜米利加人種ノ賤奴ガアリタガ、今ヨリ七八年以前ニ、此賤奴ヲ庶民ニスル、セヌト云フコトニ付テ、南北両部ノ戦争ガ起リタ所ガ、87
- ⑦ 程ヨクソノ憲法ヲ改革致シテ、遂ニ今日ノ姿ニナリタデゴザルガ、尤モ其内ニハ暴君杯モ出テ度々騒乱モ起リ、102
- ⑧ 太古ノ良風俗ヲ失ハヌ者デヤト申シテ、定メテ称歎スルコトデゴザラウガ、左様ナ眼デ此ノ世ノ中ヲ視テ、ヤレ奢侈デヤノ立派デヤノト云ハレテハ、実ニ迷惑千万ナコトデゴザル。140
- ⑨ 始終心ヲ用フルガ政府ノ要務デ、所謂保護ノ肝要ナル所デゴザルガ、此事サヘ行届イテ居レバ、利權ノコトハ自然ノ勢ニ任セテ置テ、決シテ害ハナイデゴザル 171
- ⑩ 釈迦杯ガ即チ波羅門ノ品種デヤガ、此波羅門ノ先祖ハ、天神ノ口カラ生レ、86
- ⑪ 憲法トイフモノガアル故、決シテ……風俗ヲ傷ル様ナコト杯ヲ許スコトデハナイガ、併シ箇様ナ弊サヘナイコトナラバ、其余ハ都テ人々ノ働キ次第ニ任セテ置テ 146
- ⑫ 実ニ難シキコトト見エルガ、併シ呉々モ此時勢ノ二ツヲ知ラズシテ、唯書生論デ政体憲法バカリ立派ニ立テタ所ガ、決シテ何ノ詮モナイノミナラズ、却テ害サヘモアルコトデゴザルカラ、104
- ⑬ 互ヒノ權利義務ト云フモノハ種々様々ニアリテ、枚挙スベキコトデハゴザラヌガ、中ニ就テ、唯尋常ナル權利義務ノ二三例ヲ挙ゲテ見レバ、47

- ⑭ 其上ニ又天性ニ種々様々ノ情ト云フモノガアルガ、中ニ就テ、不羈自立ヲ欲スル情ガ第一ニ熾ナモノデ、殊ニハ是レガ一身ノ幸福ヲ招クベキ紹介トナルモノト見ユル。27
- ⑮ 貴族ノ内ニモ五等計モアルガ、是レハ例ノ印度ヤ埃及杯ノ品種トハ違ッテ、89
- ⑯ 數百年前カラノコトデアリナガラ、此英國ノ如ク早く其運ヒニ參ラナンダコトヂヤガ、是レハ固ヨリ開化文明ノ進歩ガ遅カリタ故、103
- ⑰ 敵刑ニ処スベシ杯云フ法度迄モ立テタコトデゴザルガ、是ハ元來国内デ製造スル諸物品ノ涉方ヲ多クシテ、国内ノ工人ニ利ヲ得サセ且ハ物品ノ製造ヲ励マサフト云フ仁心ヨリ出タコトデハゴザレドモ、192
- ⑱ 足下、拙著立憲政体略ヲ読マレテ、所謂立憲ニ政体ノ大概ヲ知り、……大ニ他ノ諸政体ニ優ル所以ヲモ承知致サレタガ、併シ夫レハ唯制度上ノミノコト、何故右等ノ国々ニテノ、政事ノ施シ方ヲモ、共ニ論ゼナンダトノ疑問、実ニ尤モノコトデゴザル 1
- ⑲ 大凡一定シタ規則ガ、一通りハゴザルガ、夫レ逆モ中々一朝一夕ニ論ジ尽サレルコトデハナイカラ、效ニハ、12
- ⑳ 此眼目ヲ達スル為メニ療治ヲ施スノガ、即チ其術デゴザルガ、併シ夫レニハ先ツ病人ヲ診察シテ其病性ヲ知ルノガ一大要件デゴザリテ、21
- ㉑ 其外刑法商法杯種々アルガ、皆必ズ右申ス權利ト義務ノ規律ヨリ外ノモノデハ、決シテナイデゴザリテ 50
- ㉒ ポシユエ杯云フ敎化師、拔群ノ政学者デゴザリタガ、皆君主專治ヲ無上ノ良政体トスル論デ、103
- f 「……ガ、……多クハ……コトデ……カラ、……」
- ㉓ 其外様々ノ事ヲ云ヒ出スガ、多クハ皆間違ッタコト計リデ、大イニ不羈ノ情ト權利ヲ抑制スルカラ 128
- ㉔ 世話ヲ致シテヤラネバナラヌコトヂヤガ、乍去此等ノモノモ多クハ其名美ニシテ、其實ハ弊ガ多クアルコトヂヤカラ、187
- ㉕ 其外様々ノ事ヲ云ヒ出スガ、多クハ皆間違ッタコト計リデ、大イニ不羈ノ情ト權利ヲ抑制スルカラ 128
- ㉖ 既ニ論ジタ通りノ訳ヂヤカラ、先ツ之ヲ第一ニ務メルガ、併シ夫レノミデハ第一論ノ様デ、國家ノ治安ヲ營

ムニ足ラヌコトヂヤカラ、116
 (2) ……(デゴザル)ガ、既ニ…ノコトハ…論ジテ置イタ通り(申シタ)…5例

②⑦ (立憲政体ノ国々デハ) 実ニ之ヲ大切ニイタスコトヂヤガ、既ニ先刻モ治法ヲ定制スルノガ、治術ノ一大急務ヂヤト申シタハ、即チ此訳デゴザル 51

②⑧ 大ニ開化ノ妨ゲトナル所以ヲ大略論ジマセフガ、既ニ此事ハ僕ガ小民ノ知見ヲ聞カンタメニトテ、著述イタシタ交易問答ト云フ書ニモ、荒増論ジテ置イタ通り 129

②⑨ 万世不朽ノコトト心得テ居ルカラシテ、簡様ナコトヲ申スノヂヤガ、既ニ交易問答ニモ論ジテ置イタ通り、世ガ闊ケテ人ノ知識ガ増シテ参レバ 152

③⑩ ニツ共ニ能ク揃ハネバナラヌコトヂヤガ、治法ノコトハ既ニ政体略ニ概論致シタカラ 8

③⑪ 勸導ト云フハ、教化撫育等ノコトヲ都テ申スデゴザルガ、第一段ノ保護ノコトニ付テハ、既ニ大概ヲ論シテリタコトデゴザルカラ、120

(3) ……(デゴザル)ガ、実ニ…テ(ゴザル)…18例

(前件で述べた事柄に対し、後件で著者が価値判断を下す場合、「ガ」の後に「実ニ、誠ニ、甚ダ」などの副詞が使われる。)

②② 劉子ガ除天下之害謂之仁、ト申シタガ、実ニ感服ナ論デゴザル。70

③③ 例ノ情ト權利ヲ束縛スルコトヂヤガ、実ニ困リタモノデゴザル。127

③④ 抑制スル様ニシヤウト思フノヂヤガ、実ニ誤リタコトデ、155

③⑤ 時勢人情ニ適スル良法ヲ立テタリ、ト申シタル由デゴザルガ、実ニ此ノ答コソ不朽ノ確言デゴザル。101

③⑥ 太古ノ質朴ナ風俗ニ復シタルコトヂヤガ、実ニ困リタモノデゴザル。136

③⑦ 自然ノ勢ニ任スルノミ云々、ト記シタガ、実ニ此通りノコトデゴザル。217

③⑧ 既ニ仕入レタ物品ノ価ガ、之レガタメニ突然低下スル様ナコトモアルガ、簡様ナ低下ハ実ニ悲シムベキコト

デゴザル。211

③ 兎角商売ノ業杯ヲ官ニ取りテ民ノ利ヲ奪フ様ナコトヲ致スガ、是ハ実以ッテ悪ムベキノ極デ、221

④ 夫レヲ至極ノ仁政ト思テ居ルコトヂヤガ、甚タ先後緩急ノ序ヲ誤リタコトデ、120

① 自然農ヲ嫌テ商ニ転ズルモノモアルガ、是レハ甚ダ宜シクナイコトヂヤカラ、161

② 此權利ヲ有スル人デナケレバ、出来ヌコトデアリタガ、是レハ甚ダ宜シクナイコトデ、173

③ 之レガ為メニ騰貴ヲ生ズル様ナコトガアルガ、是レ等ハ甚ダ以テ宜シクナイコトデ、209

④ 之レガ為メニ又騰貴ヲ生ズルコトガアルガ、是レ等ハ甚ダ以テ宜シクナイコトデ、209

⑤ 其商売ハ此權利ヲ有スル人デナケレバ、出来ヌコトデアリタガ、是レハ甚ダ宜シクナイ。173

⑥ 夫レデ權利ヲ官ニ取りタ積リデ居ルコトヂヤガ、甚ダ心得違デゴザル。177

④7 政府デ其定価ヲ定メテ、夫レデ權利ヲ官ニ取りタ積リデ居ルコトヂヤガ、甚ダ心得違デゴザル。177

④8 国者君之本、ト云フコトガアルガ、誠ニ感服ナ語デゴザリテ、119

④9 務メテ利權ハ官ニ操ラネバナラスコトヂヤト思フノヂヤガ、是レガ以テノ外ノ心得違イデゴザル。172

(4) …… (デアラウ)ガ、是亦(又) …… テ、(ニナル) …… 5例

(これは前件で述べた事柄に対し、後件で著者の見解を述べるものである。この場合は前件と前前件の内容とが並列関係にあることを示す。)

⑤0 簡様ナ政事ハ至極有難イコトノ様ニ思ハレルデアラウガ、是亦熟考シテ見ルト、簡様ナ輩ノタメニモ実ハ不仁政ニナル。147

⑤1 能ク腐儒杯ノ口僻ノ様ニ申スコトヂヤガ、是又不羈ノ情ト權利ヲ束縛スルコトデ、甚ダシイ心得違デゴザル。151

⑤2 其売レ方ヲ悪クシヤウトテ、輸入品ノ運上ヲ高クシタコトモアルガ、是亦国内ノ物品ヲ能ク売レル様ニシテ、工人ニ損フサセヌ志デゴザリテ、195

⑤3 種々ノ議論ヲ唱ヘルガ、是亦多クハ其名ノミ美ニシテ、其实ハ却テ国家ノ害ヲ生ジ易イデゴザル。164

⑤4 売ルコトヲ専ラニ致サネバナラヌト申スコトガアル位ノコトヂヤガ、是亦大間違ヒナ理屈デ、196

- (5) ……(デゴザル)ガ、是レガ既チ……テ……3例
 (前件で述べた事柄を後件で反復する。)
- (6) 其株ヲ買ハネバ、其商売ヲスルコトガ出来ヌ法デアリタガ、是レガ即チモノポリーデゴザリテ、甚ダ宜シク
 ナイ 175
- (7) 此代議士トナルベキ者ヲ選択スル権利デゴザルガ、是レガ即チ民ノ心ヲ以テ民ヲ治ムル所以デ、
 94
- (8) 年限ヲ定メテ、其間ハ其者計ニ専売ノ権利ヲ与エルコトガアルガ、是レハ即チ百工技芸ヲ励マスコトデ、
 174
- (9) ……(デゴザル)ガ、……(スレ)バ……ト云フ(申ス)ニ……6例
- (10) 始終先生ノ手並ミヲ見馴レネバ、迎モワカルコトデハナイデゴザルガ、併シ左様ナラバ撃劍ニモ困基ニモ少
 シモ定則ト云フモノハナクテ、唯練磨ノミニヨルモノカト云フニ、決シテ左様デハナイ。 11
- (11) 治術ノ第一急務デゴザルガ、左様ナラバ此事サヘ儘ニ出来レバ、夫レデ政府ノ職掌ハ済ムカト云フニ、決シ
 テ左様デハナイ 110
- (12) 是レガ即チ此情ノ天性ニアル確証デゴザルガ、然ラバ何故此情ガ幸福ヲ招クベキ紹介トナルト申スニ、此情
 ガアレバコソ、 28
- (13) 此三ツヲ保護スルコトデゴザルガ、惻然ラバ權利ト義務ノ二ツガ互ヒニ能ク行ハレテ參ル様ニスルニハ如何
 様ニスレバ出来ルト云フニ、先ツ……45
- (14) 必ス先ツ心得ネバナラヌ一大要件ガアルガ、偕夫レハ先ツ如何様ナコトヂャト云フニ、決シテ六ヶ敷コトデ
 モ何デモナイ。 22
- (15) 又別ニ一ツ結構ナ性ヲ賜ハリテアルガ、夫レハ又何ヂャト云フニ、所謂……31
- (16) ……ガ、茲ニ一ツ今一ツ……2例
- (17) 偕ソコデ、話ガチト委シクナリスギルガ、茲ニ一ツ話サネバナラヌコトガアル 79
- (18) 諸權利ノコトハ、又別ニ論ズルデゴザラウガ、併シ今一ツ論ゼネバナラヌ權利ガアル。 93
- (19) ……(デゴザル)ガ、其後……ニ從テ、追々……3例

66 或ハ殺戮サレル様ナコトデアリタガ、其後漸ク文明ニ赴クニ從テ、追々此事ノ天理ニ背クト云フ議論ガ起リテ、86

67 下ハ都人士郷民杯ヲ恣ニ苛虐シタコトデアリタガ、其後漸ク知識ノ關ケルニ從テ、追々ト貴族ノ權威ガ衰ヘ

89
68 久シク其政体ノ改革モナカリタコトデヤガ、其後例ノ孟得斯答或ハ蘆騒杯、其外多クノ大学者ガ全テ、追々
公明正大ノ議論ヲ唱ヘテ、103

(9) …… (デゴザル) ガ、ソコテ …… 3 例

69 治術ノ定則トモ云フベキモノヲ荒増論ズルデゴララウガ、ソコデ此定則ヲ学ブニハ、先ツ第一ニ治國ノ本意
ト云フモノヲ知ルガ肝心デ、是レガ即チ治術ノ眼目ニナル。14

70 是レカラ此治術ノ施シ方ヲ大略申スデゴラウガ、ソコデ度々申ス如ク、人々ノ交際ノ上ニハ 45

71 借話ガチト横道ニ這入りタガ、ソコデ君主擅制ハ、右ノ如ク実ニ悪ムベキ政体デゴザルガ、又君主專治ノ政
体ト申スハ、62

(10) その他 …… 4 例

72 臣民ノ生命權利及ビ私有ノ三ツヲ保護スルヲ第一ノ要務トスルガ、併シ右ノ國々ノ内ニモ、自ラ開化文明ノ
遅速モアリ、又國々ニテ人情風俗モ自ラ相違シテ居ル故 100

73 是レカラハ即チ勸導ノ一段ヲ荒増論ズルデゴザラウガ、度々申シタ如ク、保護トイフモノハ、治術ノ第一急
務デゴザルカラ、120

74 随分右様ナ愚政ヲ施シタ例ガ如何程モアルガ、茲ニ二三例ヲ挙ゲテ申セバ、192

75 臣民ヲ勸導セネバナラス筋ノ事モ多クゴザルガ、乍去縱令此正シイ筋ノトイヘドモ、矢張憲法ノ状ニ論シタ
通り、先ツ第一ニ …… 215

B 事柄の対比 …… 8 例

a 共存 …… 4 例

⑦ 憲法ヲ制立スルニ付イテハ、先ズ能ク此情ト權利トヲ限制セヌ様ニ、致サネバナラヌト云フコトヲ申シタガ、又勸導ヲナスニ付テモ、能ク此道理ヲ知ラネバナラヌコトデ 124

⑦丁ガ丙ノ從僕トナレバ、丁ニハ丙ノ指揮ヲ受ケテ、其用ニ服事スルノ義務ガアルガ、其代リニハ又丙ヨリ給俸ヲ取ルベキ權利ガアリ、48

⑦ 君主擅制ハ、右ノ如ク実ニ憎ムベキ政体デゴザルガ、又君主專治ノ政体ト申スハ、擅制ヨリハ余程開化シタ政体デ、62

⑦ 左様スレバ、一人ノ儲ハ三朱ヂヤガ、二百人ニ積レバ、三十七両二分ノ儲、三百人ニ積レバ五十六両一分ノ儲ガアルカラ、185

b 対比、反対、矛盾……4例

(1) ……(テゴザル)ガ……テハ……テハナク……(テゴザル)カラ……2例

⑧ 庸医ノ拙治ハ、其度毎ニ誤リテ人ヲ殺シタ所ガ、僅ニ数百人カ数千人ニハ過ギヌコトヂヤガ、政府ガ治術ヲ誤リテハ、遂ニ億兆ヲ困シメル様ナコトニナルカラ、実ニ世ノ中ニ 24

⑧ 常平倉ヲ設ケルコトモ、格別難クハナカリタデゴザラウガ、当今ノ様ニ追々開ケテ参リテハ、政府ノ費トイフモノモ、中々容易ナコトデハナク、英仏等ノ如キ富強ノ国々デスラ、毎年尋常ノ物人サヘモ償ヒ切レヌ程ノコトデゴザルカラ、165

(2) ……(テゴザル)ガ、併シ(決シテ)……テハナイ……2例

⑧ 殊ニ此事ハ専ラ施政権柄ニ屬スルコトデゴザルガ、併シ第二論ノ様ニ今日實際上ノ諸事、何一ツトシテ臣民ニ任セルコトナク、悉ク政府デスルト云フ訳デハナイ。 116

⑧ 人ハ善惡ニ拘ハラズ、如何程不羈自立ノ情ヲ恣ニシテモ、ヨイモノノ様ニ思ハレルガ、決シテ左様デハナイ。 30

C ……ウ(ヨウ)ガ……マイガ……1例

⑧ 属国ニナラウガ何ニナラウガ、唯安シテ其生命ヲ保ツコトサヘ出来レバ、72

以上『真政大意』に見られる「が」の用例を意味区分し、さらにその中を「が」に後続する形態によって下位区分を試みてみた。結果として『真政大意』では、接続助詞の「が」の用法はその大半が、題目の提示とか前置きとして使い、後件に結び付けているのであって、「が」によって繋る前件と後件の繋りは極めてゆるいものとなっている。しかも注意したいのは「が」に後続する節は、その大半が切れることなくさらに別の接続助詞などを要求して続く形を取っていることである。これにより節相互の論理関係が曖昧となり、文としてまとまりにかけたものとなる。長文化する原因の一つと見做せるこのような曖昧な繋りをする「が」を整理することは、書き言葉としての言文一致体を完成する上で是非とも解決しなければならぬ問題の一つであると思う。

5 むすび

『真政大意』を始めとする明治初期の啓蒙書の文章は、言文一致体の端緒を開いたものとして史的意義のあるものであるが、書き言葉としての言文一致体の成立を考えるとそこには解決しなければならない多くの問題を抱えていたことも否定出来ない。本稿では『真政大意』の長文の問題を取り上げ、長文となる原因を探ることを中心に考察を進めてきた。文の構造面からの問題、独立節を始めとする並立文を構成する節の多用化傾向、そしてその節を構成する節の形態と意味用法の問題から接続助詞「が」に焦点を当てて用例の検討を試みたわけである。

考察の結果、長文化する原因は、節相互の接続関係を明示するはずの接続助詞を曖昧に使っていることに帰着するのではないかと思える。進藤咲子氏(注2)によれば、明治期の新聞記事にもなんら因果関係のない「が」の多用が目立つとのことであるが、恐らく当時の有識者が、漢文書き下し体のような書き言葉とは違う、話し言葉による文章を試みた時、論を展開する上でどのような接続助詞を使うべきか、然るべき規準がしっかりと立っていないかったことによるのではないかと推測する。従って接続助詞を適切に使いこなすことは、書き言葉としての言文一致体の成立には不可欠の要件であったのではないかと考える。

(注1) 「明治初期の啓蒙書の文体」(筑波大学『文芸言語研究 言語篇』14、一九八八年九月)
 (注2) 参考文献3参照。

参考文献

- 1 松村明編『古典語現代語助詞助動詞詳説』学燈社 一九六九年
- 2 松村明編『日本文学大辞典』明治書院 一九七一年
- 3 進藤咲子「接続助詞」(『品詞別日本文法講座9助詞』明治書院 一九七三年)
- 4 橋本四郎「接続助詞と接続詞」(『講座日本語の文法3品詞各論』明治書院 一九六七年)
- 5 田中章夫「助詞(3)」(『岩波講座日成語7文法II』岩波書店 一九八一年)
- 6 佐久間鼎「現代日本語法の研究」厚生閣 一九六七年
- 7 遠藤嘉基「話し言葉と書き言葉」(『言語生活6』昭和28年6月)
- 8 森岡健二「複文の構造」(『口語文法講座2』明治書院 一九六五年)